明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○預金保険法の一部を改正する法律（四五）　四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（四六）　九
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（四七）　一〇
〔政　令〕
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一四三）　一三
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（一四四）　一四
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五〇）　一四
〔告　示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業一一六）　一四
〔人事異動〕
法務省　公安調査庁　最高裁判所　一七
〔公　告〕
諸事項　四
裁判所　破産、免責、再生関係　四
特殊法人等　税理士証票無効・登録まつ消関係　六七
地方公共団体　行旅死亡人、公示送達関係　六九
会社その他　七〇
会社決算公告　七三

本号で公布された法令のあらまし

◇預金保険法の一部を改正する法律（法律第四五号）（金融庁）

1　協定後勘定からの繰入れ（附則第二一条の二第三項関係）

協定銀行は、協定後勘定から住専二次損失の処理のために必要な金額を住専勘定に繰り入れることができることとした。

2　住専債権の移転（附則第二一条の二第一項及び第二項関係）

㈠　協定銀行は、住専債権を住専勘定から協定後勘定に移転することができることとした。この場合において、その移転した住専債権の額に相当する金額を協定後勘定から住専勘定に繰り入れることとした。

㈡　協定後勘定に移転した住専債権は破綻金融機関からの譲受債権等とみなして、所要の規定を適用することとした。

3　承継機能協定等

㈠　承継機能協定（附則第一五条の二関係）

(1)　内閣総理大臣は、預金保険機構（以下「機構」という。）に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定（以下「承継機能協定」という。）を協定銀行と締結することを指示することができることとした。

(2)　機構は、当該指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結することとした。また、承継機能協定を締結したときは、その内容を直ちに内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。

(3)　承継機能協定は、承継協定銀行が、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、被管理金融機関ごとに、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて整理すること等を含むものでなければならないこととした。

(4)　承継協定銀行を承継銀行又は協定承継銀行とみなして、所要の規定を適用することとした。

㈡　経営管理の終了等（附則第一五条の三及び第一五条の四関係）

(1)　機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内（やむを得ない場合は一年延長可）に、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡等を講ずることにより、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えることとした。

(2)　機構は、経営管理の終了期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないほか、経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。

(3)　再承継金融機関等は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（資産の買取り・損害担保等）を行うことを、機構に申し込むことができることとした。

4　特定回収困難債権の買取り等

㈠　目的（第一条関係）

この法律の目的に特定回収困難債権の買取りの制度を確立することを加えることとした。

㈡　特定回収困難債権の買取り（第一〇一条の二関係）

(1)　機構は、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産のうち、債務者又は保証人が暴力団員であって貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれること、その他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）について買取りを行うことができることとした。